

発行日 2016/4/12

社会福祉法人生活クラブ
 柏市地域生活支援センターあいネット
 〒277-0004
 柏市柏下65-1
 ウェルネス柏内
 電話：04（7165）8707
 FAX：04（7165）8709

目次	
生活困窮者自立支援制度 従事者研修	1
柏市自立支援協議会権利擁護部会	2
かしわ福祉権利擁護センター関係機関連絡会議	2
就労準備支援室より	3
お知らせ	4

ひとこと

最近、日本の花見が、中国の方たちに人気だそうですね。中国にも桜はありますが、日本の桜は風情があるみたい。素敵な文化があったよかったです。

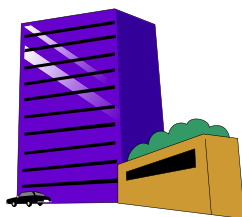


生活困窮者自立支援制度 従事者研修

平成28年3月14日（月）・15（火）の2日間、平成27年度生活困窮者自立支援制度従事者研修が開催されました。

平成27年4月に生活困窮者自立支援制度が施行されて、1年が経過しましたが、この制度はこれまでにない新しい制度であり、各支援員が試行錯誤しながら、制度の運用と支援を展開している状況もあります。各支援員が実践力を高めていくとともに、継続的なスキルアップ研修が何よりも重要です。

国としても、各都道府県の支援員等を対象に研修を催していますが、開催頻度が少なく、都道府県別の出席人数も限られているため、すべての支援員が受講できるわけではありません。そこで、千葉県、千葉県中核地域生活支援センター連絡協議会、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が主催となり、千葉県内の各市町村の担当者を対象に、今回の研修が開催されました。



生活困窮者自立支援制度に従事する支援員が、各地域で取り組んでいる活動の実際を学ぶとともに、生活困窮者支援に必要な高度なソーシャルワークの実践力と、相談業務のマネジメント能力の向上を目的としています。



まずは、千葉県健康福祉部健康福祉指導課の担当官より、生活困窮者自立支援制度の千葉県内での実績や、今後の展望等の説明がありました。生活困窮者自立支援制度は、「働きたくても働けない」、「住む所がない」など、生活全般にわたる困りごとの相談をお受けする制度です。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

生活困窮者自立支援制度では、必須事業として「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」の2つの事業があり、任意事業として「就労準備支援事業」、「家計相談支援事業」、「就労訓練事業」、「生活困窮世帯の子どもの学習支援」、「一時生活支援事業」の5つの事業があります。しかし、各自治体がどのように任意事業に取り組んでいるのかについては、さまざまであるのが実情です。そういった現状について、千葉県健康福祉部健康福祉指導課の担当官より説明がありました。さらにはシンポジウム「任意事業の取り組みの実際」として、各シンポジストより、それぞれの自治体での取り組みについての紹介がありました。

2日目には、「相談支援プロセスの展開」というテーマで講演があり、仮想の事例を通じて、実際にどのような相談や支援が展開されていくのかについて、グループワークをしながら学んでいきました。

自治体直轄で相談窓口を持っている地域もあれば、社会福祉法人やNPO法人に委託して相談窓口を持っている地域もあります。また地域の特性によって困りごとの背景が異なっていたり、そのための支援のポイントにも配慮が必要だったりします。ケースバイケースで臨機応変に対応が求められることが多く、こういった研修やグループワークを通じて、多面的な視点を養っていくことの大切さが感じられました。



柏市自立支援協議会権利擁護部会

3月4日柏市自立支援協議会・権利擁護部会と障害者差別解消支援地域協議会準備会（在り方検討会）が開催されました。

平成28年4月1日から障害者差別解消法がスタートされる為、権利擁護部会では法律の周知の為に管理者向け、市民向けに研修や講演会が開催される事の報告がありました。

在り方検討会では、障害者差別解消支援地域協議会の運営要領、市民からの差別に関する相談があった場合に、どのような流れで解決を図るかの案が提示されました。

障害者差別解消支援地域協議会の位置付けについては、まだ議論の途中ですが、主に「（差別に関する）相談事例の共有」、「市だけでは対応が困難な相談事例への意見」等と（現時点での）見解が柏市から示されました。また、会議の公開については個人情報に係る部分もあり、個人情報公になる内容は非公開の方が良いのではないかとの意見も出されました。

まずは障害者差別解消法の周知が重要ではありますが、同時に「障害とは何か」を市民の方々に知ってもらう機会が必要であるとも感じます。関係機関とも周知のあり方についてさらに連携していきたいと感じました。



（参考）障害者差別解消法とは？

国や市町村などの行政機関、会社・お店などの民間事業者が、「障害を理由とする不当な差別」をしないことを求めた法律です。障害のある人も無い人も、互いに個性と人格を尊重し合う社会を作ることが目的です。



かしわ福祉権利擁護センター関係機関連絡会議

平成28年3月17日、かしわ福祉権利擁護センター関係機関連絡会議に出席しました。

この会議の目的は、かしわ福祉権利擁護センターの事業等の情報提供並びに課題や困難事例の協議を通じて、センター事業の理解と円滑な支援体制の構築を図ることを目的としています。以下、内容の抜粋です。

- かしわ福祉権利擁護センター事業及び支援状況について
- 協議事項
- 福祉サービス利用援助事業の現状と支援課題について
- 福祉サービス利用援助事業の現状と傾向
- 金銭管理困難者への対応
- 成年後見制度への円滑な移行 等



上記、社会福祉協議会での現状や支援課題について、事例を通して出席者から意見交換がなされました。福祉分野の各行政担当から日頃の業務を通しての対応方法や課題などを共有することができ、勉強になりました。

収入はあるけれど、生活が苦しい、生活費のやりくりがうまくいかない等、悩みや課題を抱える方に対して、どのような提案や支援ができるのか、改めて考える機会となりました。



あいネット就労準備支援室より

就労準備支援室からは、就労についての情報をお届け致します。講座にもぜひご参加ください。

4月

履歴書の本人希望欄は？ No.11

一般的には、希望条件は書かない

勤務条件についていろいろな希望があっても、ここには記載しないのが一般的です。ただし、空欄にするのではなく、「貴社規定に従います。」とするか「営業職を希望します。」、「一般事務を希望します。待遇などは貴社規定に従います」として記載します。また、「在職中のため、平日の日中の電話にはでることができません。留守番電話にご伝言いただくか、Emailでご連絡いただければ、折り返しご連絡いたします。」という形で応募企業からの連絡手段についての希望を書いてもよいです。

こころを健康に保とう！ No.7

医療機関を受診したいけれど……

こころの病気について、医療機関を受診したいと思っても、どのように受診すればいいのか戸惑うかもしれません。そんなときも、保健所・保健センター、精神保健福祉センターに相談することができます。

また、こころの病気を診る医療機関には、精神科、精神神経科、心療内科などの診療科名が使用されています。各科によって専門に診る病気が異なる場合もありますので、詳細は電話等で受診前に問い合わせるのがよいでしょう。

(厚生労働省「みんなのメンタルヘルス」より)

今月の講座案内

講座受講希望の方は日程調整いたします。ご連絡ください。



コミュニケーション講座

面接の模擬をしたり、気持ちが楽になるコミュニケーションの方法をお伝えします。ワークを通してスキルを高めましょう！



キャリア講座

自分を振り返りながら、仕事についても考えてみましょう！



パソコン講座

Word・Excelを通してパソコンの基本的な操作を覚えられるようお手伝いします。マンツーマンが基本ですので、ご自分のペースで練習する事ができます。

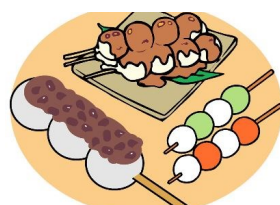


職場体験

ディサービス「あじさい」で高齢者が自立した生活ができるようお手伝いをします。車で送迎します。昼食代500円頂きます。



この講座は、生活困窮者自立促進支援法に基づく支援を利用されている方に向けてのプログラムです。対象ではない方で利用希望の方は電話でご相談ください。



お知らせ

こちらのコーナーへ掲載希望の方はあいネットまで
(TEL：04-7165-8707 FAX：04-7165-8709)

第27回 心のふれあいフェスティバル

見たいな あなたの笑顔 見せたい 私の笑顔

日時：平成28年5月11日(水) 10時25分～14時30分

会場：千葉市中央公園・千葉市文化センター(千葉市中央区中央2-5-1)

参加料：無料

内容：《千葉市中央公園》

作品展示・バザー 青空パフォーマンス

心のよろず相談・メンタルヘルスチェック(13時30分まで)

《千葉市文化センター》

演芸大会 心のよろず相談(13時30分まで)

※ 中央公園での催しは、テントを設営して行います

悪天候の場合、作品展示・バザーは文化センターで行い、青空パフォーマンスは中止します

天災など不測の事態により、急遽中止する場合は、千葉県精神保健福祉センターの

ホームページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/cmhc/>)及び

NPO法人千葉県精神保健福祉協議会のホームページ(<http://chiseikyo.mdn.ne.jp/>)に

その旨を掲載しますので、ご確認ください。

お問い合わせ：千葉県精神保健福祉センター内：心のふれあいフェスティバル事務局

〒260-0801 千葉市中央区仁戸名町666-2

TEL 043-263-3891 FAX 043-265-3963

